Bureau Veritas Japan Co., Ltd.

Document Title: 建築物エネルギー消費性能判定業務規程

（CTC- JP-BEC-QP01）
Rev. 2.0
Issue Date: 1 April 2017
Revised Date: 1 October 2023

建築物エネルギー消費性能判定業務規程

目次

第１章　総則
第１条（趣旨）……………………………………………………2
第２条（基本方針）………………………………………………2
第３条（判定の業務を行う時間及び休日）……………………2
第４条（事務所の所在地）………………………………………2
第５条（判定の業務を行う区域）………………………………3
第６条（判定の業務を行う特定建築物の区分の範囲）………3
第２章　判定の業務の実施の方法
第７条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等）……3
第８条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）……4
第９条（判定の実施方法）………………………………………5
第 10 条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ）……6
第 11 条（適合判定通知書の交付等）…………………………6
第３章　適合性判定員等
第 12 条（適合性判定員の選任）………………………………7
第 13 条（適合性判定員の解任）………………………………7
第 14 条（適合性判定員の配置）………………………………7
第 15 条（適合性判定員の教育）………………………………8
第 16 条（判定の業務の実施及び管理の体制）………………8
第 17 条（秘密保持義務）………………………………………8
第４章　判定料金等
第 18 条（判定料金の納入）……………………………………8
第 19 条（判定料金を減額するための要件）…………………8
第 20 条（判定料金を増額するための要件）…………………9
第 21 条（判定料金の返還）……………………………………9
第５章　雑則
第 22 条（判定業務規程の公開）………………………………9
第 23 条（財務諸表等の備付け）………………………………9
第 24 条（財務諸表等に係る閲覧等の請求）…………………9
第 25 条（帳簿及び書類の保存期間）…………………………10
第 26 条（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）……………10
第 27 条（軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等）………10
第 28 条（電子情報処理組織に係る情報の保護）……………10
第 29 条（判定の業務に関する公正の確保）…………………11
第 30 条（損害賠償保険への加入）……………………………11
第 31 条（事前相談）……………………………………………11

別表
様式

建築物エネルギー消費性能判定業務規程

第１章　総　　則

（趣　旨）

第１条　この判定業務規程（以下「規程」という。）は、ビューローベリタスジャパン株式会社（以下「BVJ」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 15 条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第 12 条第１項及び第２項並びに法第 13 条第 2 項及び第 3 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）第 11 条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第 53 条第１項の規定により必要な事項を定めるものである。

（基本方針）

第２条　判定の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

（判定の業務を行う時間及び休日）

第３条　判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

２　判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

（1）　日曜日及び土曜日

（2）　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める国民の祝日

（3）　年末年始（期日は年度毎に決定する）

（4）　その他、BVJ が必要と認めてあらかじめ周知した日

３　判定の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に提出者又は申請者（以下「提出者等」という。）との間において判定の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前２項の規定によらないことができる。

（事務所の所在地）

第４条　札幌アイアンドアイ事務所の所在地は、北海道札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1 番地とする。

２　仙台事務所の所在地は、宮城県仙台市青葉区中央 1 丁目 2 番 3 号とする。

３　東京新宿事務所の所在地は、東京都新宿区西新宿 1 丁目 6 番 1 号とする。

４　東京御茶ノ水事務所の所在地は、東京都千代田区神田駿河台 4 丁目 3 番地とする。

５　立川事務所の所在地は、東京都立川市曙町 2 丁目 13 番 3 号とする。

６　横浜事務所の所在地は、神奈川県横浜市西区高島２丁目 19 番 12 号とする。
７　名古屋事務所の所在地は、愛知県名古屋市中区栄４丁目１番８号とする。
８　名古屋駅前事務所の所在地は、愛知県名古屋市中村区名駅４丁目６番 17 号とする。
９　大阪事務所の所在地は、大阪府大阪市中央区南本町４丁目２番 21 号とする。
１０　神戸三ノ宮事務所の所在地は、兵庫県神戸市中央区三宮町１丁目１番１号とする。
１１　広島事務所の所在地は、広島県広島市中区胡町４番 21 号とする。
１２　福岡事務所の所在地は、福岡県福岡市中央区天神１丁目１番１号とする。

（判定の業務を行う区域）
第５条　業務区域は、日本全域とする。

（判定の業務を行う特定建築物の区分の範囲）
第６条　BVJ は、法第 46 条第１項第１号のイ(1)から(5)までに定める特定建築物の区分に係る判定の業務を行うものとする。

第２章　判定の業務の実施の方法

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等）
第７条　建築物エネルギー消費性能確保計画を提出（建築物エネルギー消費性能確保計画を通知する場合を含む。以下同じ。）しようとする者は、BVJ に対し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第５号。以下「施行規則」という。）第１条第１項に規定する書類を提出しなければならないものとする。
２　前項の規定にかかわらず、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする者は、BVJ に対し、施行規則第２条第１項に規定する書類を提出しなければならないものとする。
３　軽微変更該当証明書の交付を求めようとする者は、BVJ に対し、別記様式第１による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれその内容を確認するために必要な書類を添えたものを提出しなければならないものとする。
４　前３項の規定により提出、通知又は申請される書類（以下「提出書類等」という。）を受けるに当たり、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（BVJ の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と提出者等の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）によることができる。
５　第１項及び第２項にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が政令で定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が政令で定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。以下この条において同じ。）を提出しようとする者は、BVJ に対し、施行規則第１条第４項に規定する書類を、変更の

場合においては施行規則第2条第2項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

6　BVJは、前項の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の写しを遅滞なく所管行政庁へ送付することとする。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）

第８条　BVJは、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。）があったときは、次の事項を審査し、これを引き受ける。

（1）　提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請のあった計画の変更（以下「提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等」という。）が特定建築行為に係るものであること。

（2）　提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が、第６条に定める判定の業務を行う範囲に該当するものであること。

（3）　提出書類等に形式上の不備がないこと。

（4）　提出書類等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

（5）　提出書類等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2　BVJは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その返却又は補正を求めるものとする。

3　提出者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引き受けできない理由を説明し、提出者等に提出書類等を返還する。

4　第１項により建築物エネルギー消費性能確保計画等の提出等を引き受けた場合には、BVJは、提出者等に判定の業務に係る引受承諾書を交付する。この場合、BVJは、提出者等と別に定める建築物エネルギー消費性能判定業務約款（以下「業務約款」という。）に基づき判定の業務に係る契約を締結するものとする。

5　前項の業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。

（1）　提出者等の協力義務に関する事項のうち、提出者等は、BVJの求めに応じ、判定のために必要な情報をBVJに提供しなければならないこと。

（2）　判定料金（証明料金を含む。以下同じ。）に関する事項のうち、次に掲げるもの。

(a)　判定料金の額に関すること。

(b)　判定料金の納入期日に関すること。

(c)　判定料金の納入方法に関すること。

（3）　判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a)　適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下この条において「適合判定通知書等」という。）を交付し、又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務完了期日」という。）に関すること。

(b)　提出者等の非協力、第三者の妨害、天災その他のBVJに帰することのできない事由により業務完了期日が遅延する場合には、提出者等と協議の上、業務完了期日を変更できること。

(4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。

(a) 適合判定通知書等の交付前までに提出者等の都合により建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合においては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げ、別件として再度提出等を行わなければならないものとし、この場合においては、元の判定に係る契約は解除されること。

(b) 提出者等は、適合判定通知書等が交付されるまで、BVJ に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

(c) 提出者等は、BVJ が行うべき判定の業務が業務完了期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の BVJ に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った判定料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(d) BVJ は、提出者等の必要な協力が得られないこと、判定料金が納入期日までに支払われないことその他の提出者等に帰すべき事由が生じた場合においては、提出者等に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の判定料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(5) BVJ が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。

(a) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。

(b) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。

(c) 提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定の結果について責任を負わないこと。

（判定の実施方法）

第９条　BVJ は、法、これに基づく命令及び告示並びに判定マニュアルに従い、判定を法第 50 条に規定する適合性判定員に実施させる。

２　判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付け、建築物エネルギー消費性能確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。

３　適合性判定員は、判定のために必要と認める場合においては、提出者、申請者又は設計者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。

４　BVJ は、提出書類等の記載内容に虚偽があると認められた場合、判定を行えない旨及びその理由を提出者等に通知する。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ）

第 10 条　提出者等は、適合判定通知書等の交付前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を BVJ に提出する。

２　前項の場合においては、BVJ は、判定の業務を中止し、提出書類等を提出者等に返却する。

（適合判定通知書の交付等）

第 11 条　BVJ は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを判定したときにあっては、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、適合判定通知書を提出者に交付する。

２　BVJ は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを判定したときにあっては適合しない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないときにあっては適合するかどうか決定できない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、提出者にそれぞれ交付する。

３　BVJ は、第１項及び第２項にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に当該提出者に適合判定通知書を交付することができない次に掲げる合理的な理由があるときは、28 日の範囲内において、その期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に提出者に交付する。

（1）　提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

（2）　判定に必要な提出者の協力が得られなかったことその他の BVJ の責めに帰すことのできない事由により、判定を行えなかったとき。

（3）　判定料金が納入期日までに納入されていないとき。

（4）　建築物の規模・用途や設計上の特徴その他の判定結果を確定するために時間を要するやむを得ない事情があるとき。

４ BVJ は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第3条（第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当することを確認したときにあっては、すみやかに別記様式第2による軽微変更該当証明書を交付する。

５ BVJ は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更に該当しないことを確認したときにあっては別記様式第3による軽微な変更に該当しない旨の通知書を、軽微な変更に該当するかどうかを決定することができないときにあっては別記様式第4による軽微な変更に該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者にそれぞれ交付する。

６　適合判定通知書の交付番号は別表１に、軽微変更該当証明書の交付番号は別表２に定める方法に従う。

７　適合判定通知書、第２項若しくは第３項の通知書又は軽微変更該当証明書若しくは第５項の通知書（以下「適合判定通知書等」という。）の交付については、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第３章　適合性判定員等

（適合性判定員の選任）

第 12 条　BVJ の代表者は、判定の業務を実施させるため、施行規則第４０条に定める要件を満たす者のうちから、適合性判定員を選任するものとする。

２　適合性判定員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

３　適合性判定員の数は、法第 46 条第 1 項第 1 号に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

（適合性判定員の解任）

第 13 条　BVJ の代表者は、適合性判定員が次のいずれかに該当するときは、その適合性判定員を解任するものとする。

（1）　業務違反その他適合性判定員としてふさわしくない行為があったとき。

（2）　心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

（適合性判定員の配置）

第 14 条　判定の業務を実施するため、適合性判定員を東京御茶ノ水事務所に 2 人以上配置する。

２　前項の適合性判定員は、公正かつ適確に判定の業務を行わなければならない。

３　ある事務所の適合性判定員が病気等の事情により、判定の業務を実施できない場合にあっては、当該事務所において第 4 条の各事務所の適合性判定員が臨時に判定の業務を行う。この場合において、緊急のとき等にあっては、第 4 条の各事務所において当該判定の業務を行う。

４　BVJ は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出件数が一時的に増加することその他の判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな適合性判定員を選任することその他の適切な措置を講ずる。

（適合性判定員の教育）

第 15 条　適合性判定員の資質の維持向上を図るため、適合性判定員に対し、年 1 回以上、BVJ の行う判定の業務に関する研修を受講させるものとする。

（判定の業務の実施及び管理の体制）

第 16 条　判定の業務に従事する職員を、第 14 条第 1 項の規定により配置された適合性判定員を含め、東京御茶ノ水事務所に 2 名以上配置し、その他事務所には 1 名以上配置する。

２　BVJ は、法第 46 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に建築物エネルギー消費性能判定担当役員を任命する。

３　専任の管理者は、判定の業務を統括し、判定の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての適合判定通知書等の交付について責任を有するものとする。

（秘密保持義務）

第 17 条　BVJ の役員及びその職員（適合性判定員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第４章　判定料金等

（判定料金の納入）

第 18 条　提出者等は、別表３に定める判定料金を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

２　前項の納入に要する費用は提出者等の負担とする。

（判定料金を減額するための要件）

第 19 条　判定料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

（1）　建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、建築基準法第６条の２第１項の確認の申請を行うとき。

（2）　標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できると BVJ が判断したとき。

（3）　あらかじめ BVJ が定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行ったとき。

（4）　あらかじめ BVJ が指定するソフトウェアを用いて提出書類等を作成し、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等をするとき。

（5）　BVJ が適合判定通知書を交付した建築物の増築を行うとき。

（判定料金を増額するための要件）

第 20 条　判定料金は、複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとして BVJ が判断した場合、増額することができるものとする。

（判定料金の返還）

第 21 条　納入した判定料金は、返還しない。ただし、BVJ の責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第５章　雑則

（判定業務規程の公開）

第 22 条　BVJ は、この規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した BVJ のホームページ（https://www.bvjc.com/）において公表するものとする。

（財務諸表等の備付け）

第 23 条　BVJ は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。）を作成し、5 年間事務所に備えて置くものとする。

（財務諸表等に係る閲覧等の請求）

第 24 条　利害関係人は、BVJ の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1 部につき 1,100 円（税込）を支払わなければならないものとする。

(1)　財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2)　前号の書面の謄本又は抄本の請求

(3)　財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(4)　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、BVJ が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(a)　BVJ の使用に係る電子計算機と法第 54 条第 2 項第 4 号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(b)　磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

(c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

（帳簿及び書類の保存期間）

第 25 条　帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

(1) 法第 55 条第 1 項の帳簿　建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の全部を廃止するまで

(2) 提出書類、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る契約書その他建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類　15 年間

（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第 26 条　前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、建築物エネルギー消費性能適合性判定中にあっては特に必要がある場合を除き事務所内において、建築物エネルギー消費性能適合性判定終了後は施錠できる室、ロッカーその他の秘密が漏れることのない確実な方法で行う。

２　前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

（軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等）

第 27 条　BVJ は、法第 55 条第 1 項の帳簿に準じて軽微変更該当証明に係る帳簿を備え付け、これを保存することとする。

2　BVJ は、法第 55 条第2項の書類に準じて第7条第3項の申請書類、軽微変更該当証明に係る契約書その他証明に要した書類を保存することとする。

3　第1項の帳簿及び第2項の書類の保存期間は第 25 条に、当該帳簿及び書類の保存及び管理の方法は第 26 条に、それぞれ準ずることとする。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第 28 条　BVJ は、電子情報処理組織による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付け及び適合判定通知書等その他の図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

（判定の業務に関する公正の確保）

第 29 条　BVJ の長、役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

２　BVJ の役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

（1）　設計に関する業務
（2）　販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
（3）　建設工事に関する業務
（4）　工事監理に関する業務

３　BVJ の役員又は職員（適合性判定員を含む。）で、BVJ 以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去２年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（適合性判定員を含む。）は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

（1）　BVJ に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合
（2）　BVJ に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について前項(1)から(4)までに掲げる業務を行った場合

４　第1項から前項までに掲げる場合に準ずる場合であって、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

５　適合性判定員又は BVJ の役員若しくは職員以外の者は、判定の業務に従事してはならない。

（損害賠償保険への加入）

第 30 条　BVJ は、判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（てん補限度額が年間 1 億円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。）を締結するものとする。

（事前相談）

第 31 条　提出者等は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に先立ち、BVJ に相談をすることができる。この場合において、BVJ は、誠実かつ公正に対応するものとする。

最新版

版番号	Rev. 2.0
発効日	令和 5 年 10 月 1 日

改訂履歴

改訂版 Rev. 2.0	令和 5 年 10 月 1 日　改訂
変更概要	第 11 条 3 項(2)削除、番号ずれ、(4)新設
改訂版 Rev. 1.9	令和 5 年 4 月 1 日　改訂
変更概要	第 4 条、別表 1、別表 2　事務所統廃合による事務所の変更 別表 3　誤記訂正
改訂版 Rev. 1.8	令和 4 年 8 月 1 日　改訂
変更概要	別表3　適合判定料金の見直し
改訂版 Rev. 1.7	令和 3 年 4 月 1 日　改訂
変更概要	法改正に伴う条文変更
改訂版 Rev. 1.6	令和 3 年1月 21 日　改訂
変更概要	別記様式第1　書式変更
改訂版 Rev. 1.5	令和2年1月 1 日　改訂
変更概要	第4条　事務所統合、移転による事務所の変更
改訂版 Rev. 1.4	令和元年 6 月 1 日　改訂
変更概要	第4条　事務所統廃合による事務所の変更 各様式　元号の変更
改訂版 Rev. 1.3	平成 31 年 4 月 1 日　改訂
変更概要	第 14条　主たる事務所の変更
改訂版 Rev. 1.2	平成 30 年 11 月 19 日　改訂
変更概要	第4条 8　神谷町事務所の事務所名、所在地の変更
改訂版 Rev. 1.1	平成 30 年 9 月 3 日　改訂
変更概要	第3条2項　休日変更、第4条6項所在地変更、別表3　適合判定料金の見直し
初版	平成 29 年 4 月 1 日　制定

別表 1

適合判定通知書の交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。
○○○－○○－○○○○－○－○－○○○○○

1～3 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「○○○」）
4～5 桁目	ＢＶＪの事務所毎に付する番号 01：横浜事務所 03：東京新宿事務所 04：大阪事務所 05： 06： 07：名古屋事務所 10：立川事務所 11：仙台事務所 12：福岡事務所 13：東京御茶ノ水事務所 14：神戸三ノ宮事務所 15： 17： 18： 19： 21： 23：札幌アイアンドアイ事務所 25：広島事務所 26：名古屋駅前事務所
6～9 桁目	西暦
10 桁目	1：新築 2：増築・改築
11 桁目	1：床面積の合計が 1,000 ㎡未満 2：床面積の合計が 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満 3：床面積の合計が 2,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 4：床面積の合計が 10,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満 5：床面積の合計が 50,000 ㎡以上
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別表2

軽微変更該当証明書の交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。
〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇－〇－〇－〇〇〇〇〇

1～3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「〇〇〇」）
4～5桁目	ＢＶＪの事務所毎に付する番号 01：横浜事務所 03：東京新宿事務所 04：大阪事務所 05： 06： 07：名古屋事務所 10：立川事務所 11：仙台事務所 12：福岡事務所 13：東京御茶ノ水事務所 14：神戸三ノ宮事務所 15： 17： 18： 19： 21： 23：札幌アイアンドアイ事務所 25：広島事務所 26：名古屋駅前事務所
6～9桁目	西暦
10 桁目	1:新築 2:増築･改築
11 桁目	1：床面積の合計が 1,000 ㎡未満 2：床面積の合計が 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満 3：床面積の合計が 2,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 4：床面積の合計が 10,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満 5：床面積の合計が 50,000 ㎡以上
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別表３

【適合判定料金】税込（単位：円）

適用区分			用途					
			工場・倉庫系以外			工場・倉庫系※１		
規模			判定料	計画変更	軽微変更該当証明	判定料	計画変更	軽微変更該当証明
モデル建物法								
300㎡以上	～	500㎡未満	138,600	106,260	86,900	92,400	85,800	64,680
500㎡以上	～	1,000㎡未満	173,800	127,600	103,950	115,500	106,700	80,850
1,000㎡以上	～	2,000㎡未満	231,000	212,850	173,250	173,250	159,500	121,550
2,000㎡以上	～	5,000㎡未満	312,400	288,750	242,550	265,650	242,550	196,350
5,000㎡以上	～	10,000㎡未満	369,600	341,000	283,250	311,850	283,250	225,500
10,000㎡以上	～	20,000㎡未満	427,900	392,700	323,400	358,050	323,400	254,100
20,000㎡以上	～	50,000㎡未満	520,300	479,600	398,750	438,900	398,750	317,900
50,000㎡以上	～	100,000㎡未満	577,500	531,300	438,900	485,100	438,900	346,500
100,000㎡以上	～	200,000㎡未満	693,000	646,800	554,400	600,600	554,400	427,350
200,000㎡以上	～	300,000㎡未満	981,750	752,400	613,800	654,500	623,700	605,550
300,000㎡以上	～		1,155,000	884,730	722,700	770,000	728,200	711,700
標準入力法（主要室入力法共）								
300㎡以上	～	500㎡未満	346,500	319,000	260,700	294,800	266,200	206,800
500㎡以上	～	1,000㎡未満	404,800	372,900	304,700	344,300	311,300	242,000
1,000㎡以上	～	2,000㎡未満	462,000	425,700	346,500	392,700	354,200	275,000
2,000㎡以上	～	5,000㎡未満	543,400	497,200	404,800	451,000	404,800	312,400
5,000㎡以上	～	10,000㎡未満	658,900	600,600	485,100	543,400	485,100	369,600
10,000㎡以上	～	20,000㎡未満	774,400	705,100	566,500	635,800	566,500	427,900
20,000㎡以上	～	50,000㎡未満	924,000	843,700	682,000	762,300	682,000	520,300
50,000㎡以上	～	100,000㎡未満	1,039,500	947,100	762,300	854,700	762,300	577,500
100,000㎡以上	～	200,000㎡未満	1,155,000	1,051,600	877,800	970,200	877,800	693,000
200,000㎡以上	～	300,000㎡未満	1,328,800	1,167,100	993,300	1,085,700	993,300	808,500
300,000㎡以上	～		1,386,000	1,282,600	1,108,800	1,201,200	1,108,800	924,000

*1 工場・倉庫系：　確認申請の用途　工場（08340）、倉庫・データーセンター（08510、08520）
*2 従前にBVへ省エネ適合判定を申請し、適合判定通知を受けた既存建築物に対する増改築の申請にあっては、判定料金規模の算定について、既存建築物の延べ面積を二分の一とすることができる。
*3 判定料金の請求にあたり、住宅等の部分を所管行政庁へ送付する際の事務手数料は、11,000円とする。
*4 標準入力法からのコンバートによる申請の場合、別途追加額を加算とする

別記様式第1

（第一面）

軽微変更該当証明申請書

年　月　日

ビューローベリタスジャパン株式会社　御中

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 11 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】　第　　号
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】　年　月　日
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

別記様式第2

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による
軽微変更該当証明書

第　　号
年　月　日

建築主　　様

登録建築物エネルギー消費性能判定機関
ビューローベリタスジャパン株式会社　印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第３条（同規則第７条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

1．申請年月日　　年　月　日
2．建築場所
3．建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

別記様式第3

軽微な変更に該当しない旨の通知書

第　　号
年　月　日

建築主　　様

登録建築物エネルギー消費性能判定機関
ビューローベリタスジャパン株式会社　印

別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当しないことを確認しましたので、通知します。

記

（理由）

別記様式第4

軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない旨の通知書

第　　号
年　月　日

建築主　　様

登録建築物エネルギー消費性能判定機関
ビューローベリタスジャパン株式会社　印

下記による軽微変更該当証明申請書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当するかどうかを決定することができないので、通知します。

記

1. 申請年月日　　年　月　日付 第　　号
2. 建築場所

（理由）

（備考）